

青年部 だより

中央労働講座 & 青年対策会議 自発的な活動をめざす

青年部副部長 林 涼史

第50期中央労働講座及び第20期全国青年対策会議（全国青年部員51名）が4月21日～24日、全港湾北海道地方本部・小樽支部（港湾センター）で開催され、支部青年部代表として参加しました。

初めての参加だったので、どのような講義や討論となるのか、楽しみであり、しかし、全国の仲間と上手く交流できるか、不安でもありました。

初日は、松本中央執行委員長の挨拶から始まり、真島中央本部書記長の、全港湾結成から今日までの闘争の歴史や運動に関する講義を受けました。

産別闘争の歴史の説明で、70年頃までは、日曜・祝日、年末年始も仕事をしてきたこと、現在の残業計算における分母の問題や労働時間等についての説明がありました。私は、私たちが当然に享受している労働条件も、激しい闘争を経てきた諸先輩方の努力や苦勞があったことを知りました。

ら、港湾運送事業法や港湾労働法について学びました。

港湾運送事業法では、免許は1種～5種に分類され、企業は、可能な仕事が限定されていること、指定港（93港）・非指定港との違いなどの講義がありました。

港湾労働法制定のたたかいについては、労働協約闘争、港湾労働法制定闘争等の講義を受けました。



しかし、聞き慣れない言葉も多く、勉強不足を痛感させられ、港湾労働法と港湾運送事業法については特に勉強する必要を感じました。

「全港湾の良い所、悪い所」では、組織力がある、自分の権利と言える、活動財政がきつい、青年部層が減少しているのに動員が多い、等々の発言が出ました。

私は、普段あまり発言しない方なのですが、分科会では自分の意見を述べられたと思っています。

最終日は、各分科会のまとめの発表、続いて本部執行部より「全

体のまとめ」、そして補足の講義があり、最後に東北地方ひたち支部の古内厚志さんによる「団結頑張ろう」三唱で終了しました。

やらされるのではなく・・・

講義の中で心に残ったのは、「青年部役員を“やらせてもらっている”のではなく、役員を“やっているのだ”と言う意識を持って活動して下さい」との言葉でした。

私は、これからは、言われた事をやるだけではなく、自分自身の考えを、もっと前に出して活動していかなければと感じました。

2日目は、鈴木誠一副委員長が

意見交換の重要性を感じた

青年対策交流集会の分科会における「春闘中の分会内の連絡方法」では、参加者から、団体交渉前には必ず分会で集会する、LINEのグループ送信を行っている、掲示板での連絡のみ、妥結後の連絡のみ等の意見が出されました。

「経済闘争と社会運動の形態」講義では、会社付近の清掃、被災地の救援。

これからの目標として・・・

4日間、全国の多くの仲間の、分会、支部や青年部の現状や活動を聞き、そして意見交換ができ、交流できました。同時に、自らの知識、経験不足を痛感した4日間でもありました。

今後、青年部として、役員をやらせてもらっているのではなく、やっているのだと言う気持ちで、勉強も、連帯も拡げていきます。



発行 行 1-12-27
大阪 市 港区 築港
全日本 港 湾 労 働 組 合 関 西 地 方 大 阪 支 部
発 行 責 任 者 國 分 仁 昭



5月3日（水・祝日）晴れ渡った憲法記念日、扇町公園で午後1時30分から、大阪弁護士会主催の「憲法を壊すな、アベ政治を終わらせよう！」集会が開催され、約18,000人が結集しました。

第1部では、月桃の花・歌舞団の皆さんが三線と島唄によるエイサーを披露しました。

第2部の本集会では、主催者を代表して大阪憲法会議・共同センター幹事長の丹羽徹さんのあいさつの後、大阪弁護士会より共謀罪反対の取り組みの訴え、政党からは、民進党より辻元清美衆議院議員、日本共産党より辰巳孝太郎参議院議員、社民党からは福島瑞穂

参議院議員、自由党より渡辺義彦元衆議院議員らが、それぞれの連帯のあいさつを行いました。

各分野からは、関西市民連合・朴亜悠さん、子供の将来を考えるママの会・安居裕子さん、STOPストップ辺野古新基地建設・大阪アクション共同代表・芳沢章子さん、フリージャーナリスト・西谷文和さん、リスペクトの政治を作る大阪弁護士会有志の会・弘川欣絵さん、森友学園問題を考える会・木村真豊中市会議員のアピールが行われました。

最後に、まとめとして、「戦争をさせない1000人委員会・大阪」共同代表の中北龍太郎さんよ

り「憲法改悪の策動や戦争法、共謀罪法案を全て廃案若しくは廃止させる取り組みが最重要であり、今、なんとしても安倍政権に終止符を打たなければなりません」と述べました。

その後、集会参加者全員で「ボテッカー」を掲げ、集会は盛り上がりました。

集会後は、西梅田・南天満・中崎町の3コースに分かれて、デモを貫徹しました。

大阪支部組合員も、引き続き、共謀罪成立阻止、戦争法廃止、そして憲法改悪阻止のために、奮闘しましょう

（書記長 林）



2017 メーデー



座込み闘争に参加

座り込み排除で、 工事は進まず

4月20日(木)～24日(月)の5日間、キャンプ・シュワブゲート前における座り込み闘争に参加してきました。

工事の進捗により、昨年は1日に数台しか入らなかった工事用車



両の出入りが、50台前後と、相当増えていました。

ゲート前座り込みには、朝、県内各地から100人前後の人々が集まってきて、ゲート前の路上に置いたブロックの上に渡した板に、横に並んで座り込みます。

工事用車両は10台～20台がまとめてキャンプ・シュワブ前に来ますが、ゲート前で列を作って待機します。同時に、基地内に待機していた県警の機動隊員100人ほどが一斉に出てきて、座り込み者の排除にかかります。

機動隊のゴボウ抜きやり方は、基本的には3人がかりで、2人が

両腕を抱え、1人が足をもって、ゲート横の歩道まで運びます。ここでは、機動隊員が壁を作り、車両の出入りが済むまで、座り込み者を閉じ込めます。

闘えば、必ず阻止できる

座り込み闘争は、毎週水曜日は、「集中行動日」として、県内各地

から300人以上が結集するため、車両は完全にストップします。土曜日は「議員行動日」と位置づけられ、県内外から各級議員が参加するため、少ない数の車しか入場できません。現在、この集中行動日を木曜日にも拡大するべく、呼



びかけが強められています。

1回あたりの排除に20～30分を要し、車両もまとめて出入りしなければならぬため、工事は遅々として進まない状況です。

新基地建設工事は、ダンプ350万台分の土砂が必要と言われていますが、1日百台が入っても10年を要する計算になります。しかも最近、大浦湾の海底の岩盤が予想以上に脆弱なことも判明したようで、事実とすれば、工事は大幅に延びることになります。

このように、不測の事態の出現は今後も必ずあるので、実際にはもっと長期間かかるでしょう。あるいは、社会・政治情勢の変化もあります。アメリカ言いなりの安倍は、もちろんいなくなっています。

超長期に及ぶ工事ゆえに、「基地は簡単には造れないし、闘えば必ず建設を阻止できる！」ということを実感しました。(平石)

共謀罪廃案！5・21集会 自由を奪う共謀罪は廃案に！

執行部 陣内恒治

大阪弁護士会主催の「共謀罪廃案を！大阪集会」が5月21日、西区・靱公園にて開催され、4000人が結集した。

安倍政権は、かつて3度も廃案となった、「犯罪」を計画段階で処罰する“共謀罪”について、構成要件と名称を改め、「テロ等準備罪」を国会に上程していたが、5月18日、衆議院を強行通過した。

冒頭のあいさつで大阪弁護士会の小原正敏会長は「犯罪の準備行為を罰する名目で、なんでも「共謀」とされ、内心の自由が制約される」と指摘した。

また、“戦争させない1000人委員会”を代表して山元一英事務局長から、労働組合の立場として「現在は、例えば企業が団体交渉を拒否した場合、不当労働行為として正当な抗議行動が可能だが、共謀罪が適用されると、抗議行動

の計画段階で「共謀」とされる恐れがある。労働組合は予防的に弾圧される可能性がある。戦前の治安維持法と同じであり、労働者の正当な権利すらはく奪することになる」と訴えた。

政府答弁では「一般人には適用しない」としたが、「一般人」を誰が判断するのか、捜査機関の法乱用への懸念は消えない。改悪さ



れた「盗聴法」や司法取引制度との組み合わせ運用で、治安維持法以上に不当逮捕や冤罪が増加するだろう。

特定秘密保護法、戦争法、そしてこの共謀罪は思想やプライバシー権の侵害、表現の自由を奪い、憲法で保障された基本的人権をないがしろにした稀代の悪法である。

沖縄の照屋寛徳さん(社民党衆議院議員)と山城博治さん(沖縄平和人権センター議長)は、新基地建設に反対して闘っているが、「共謀罪は、計画段階で弾圧し、闘争を圧殺することができる。なんとしても成立させてはならない」と訴えた。

私たちは、自由な発言ができる社会を守るために、安倍政権と闘わなければならない。

最新のニュースから

「待機時間の大半を休憩扱い」の労基署決定を取り消す

勤務中に長時間の待機を求められ、心筋梗塞(こうそく)で死亡した男性運転手(当時63歳) = 神奈川県在住 = について、労災を認めなかった新宿労働基準監督署の決定を東京労働局が取り消して逆

転認定したことがわかった。労基署は待機時間の大半を休憩扱いにしたが、労働局は「使用者の指揮命令下に置かれた労働時間」と認め

引越社と和解、1人の従業員が「大勝利」の顛末
「アリさんマーク」で知られる

引越專業大手・引越社関東の従業員は、事故をした労働者に弁償金を支払う制度に反対して、プレカリアートユニオンに加入した。その後約2年半、会社は不当な配置転換を2回した後、懲戒解雇の命令を出したが、東京地裁は不当労働行為の判決を下した。結果、以前の正社員扱いに戻すことで和解が成立した。今後、弁償金制度の廃止と労使正常化に向けて取り組んでいくとされた。